

議案第 82 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 26 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成 19 年杉並区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項第 3 号及び第 4 号中「5, 500 円」を「6, 000 円」に改める。

第 32 条第 2 項中「100 分の 80」を「100 分の 90」に、「100 分の 100」を「100 分の 110」に改め、同条第 3 項中「100 分の 80」を「100 分の 90」に、「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に、「100 分の 100」を「100 分の 110」に、「100 分の 47.5」を「100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,000	179,400	243,400	267,600	331,000
	2	149,400	181,500	245,600	269,900	333,500
	3	150,800	183,600	247,800	272,200	336,000
	4	152,200	185,700	250,000	274,500	338,500
	5	153,700	187,800	252,200	276,800	341,000
	6	155,300	190,000	254,500	279,100	343,400
	7	156,900	192,100	256,800	281,400	345,800
	8	158,600	194,200	259,100	283,700	348,200
	9	160,300	196,300	261,400	286,100	350,500
	10	162,100	198,500	263,700	288,500	352,800
	11	164,000	200,600	266,000	290,900	355,100
	12	166,000	202,800	268,300	293,300	357,400
	13	168,000	205,100	270,600	295,800	359,700
	14	170,000	207,300	272,900	298,200	362,000
	15	172,100	209,500	275,200	300,700	364,300
	16	174,200	211,700	277,500	303,200	366,600
	17	176,400	214,000	279,800	305,700	368,800
	18	178,800	216,400	282,200	308,100	371,000
	19	181,200	218,700	284,700	310,500	373,200
	20	183,600	221,000	287,100	312,800	375,400
	21	186,000	223,200	289,500	315,100	377,500
	22	187,300	225,400	291,900	317,400	379,600
	23	188,600	227,500	294,200	319,800	381,700
	24	189,900	229,700	296,500	322,200	383,800
	25	191,300	231,900	298,800	324,500	385,900
	26	192,700	234,100	301,200	326,800	388,000
	27	194,100	236,300	303,600	329,200	390,000
	28	195,500	238,400	305,900	331,600	392,000
	29	196,900	240,500	308,100	333,900	394,000
	30	198,300	242,600	310,300	336,200	396,000
	31	199,700	244,700	312,500	338,400	398,000
	32	201,100	246,900	314,700	340,700	400,000
	33	202,600	249,100	316,800	343,000	402,000
	34	204,100	251,300	318,900	345,200	404,000
	35	205,600	253,500	321,100	347,500	406,000
	36	207,100	255,600	323,300	349,700	407,900
	37	208,600	257,700	325,400	352,000	409,800
	38	210,100	259,800	327,500	354,300	411,700
	39	211,600	261,900	329,700	356,500	413,600
	40	213,100	264,100	331,900	358,700	415,500
	41	214,700	266,200	334,000	360,800	417,400
	42	216,400	268,400	336,200	362,800	419,300
	43	218,200	270,500	338,300	364,900	421,200
	44	220,000	272,600	340,400	366,900	423,100

再任用職員以外の職員

45	221,700	274,700	342,500	369,000	425,000
46	223,300	276,800	344,600	371,100	426,800
47	224,900	278,900	346,700	373,100	428,600
48	226,500	281,000	348,800	375,100	430,400
49	228,100	283,100	350,800	377,000	432,200
50	229,700	285,200	352,800	379,000	433,900
51	231,300	287,300	354,800	381,000	435,600
52	232,900	289,400	356,800	382,900	437,300
53	234,500	291,500	358,700	384,900	438,900
54	236,100	293,600	360,600	386,800	440,500
55	237,700	295,700	362,600	388,600	442,100
56	239,200	297,800	364,500	390,500	443,700
57	240,700	299,900	366,400	392,400	445,200
58	242,200	301,900	368,200	394,200	446,700
59	243,700	303,900	370,000	395,900	448,200
60	245,200	305,900	371,800	397,600	449,700
61	246,600	307,900	373,500	399,200	451,100
62	248,000	309,900	375,100	400,800	452,400
63	249,400	311,900	376,700	402,500	453,600
64	250,800	313,800	378,200	404,200	454,700
65	252,200	315,700	379,600	405,800	455,700
66	253,700	317,600	381,000	407,300	456,700
67	255,100	319,500	382,300	408,900	457,600
68	256,500	321,400	383,600	410,400	458,500
69	257,800	323,200	384,800	411,800	459,400
70	259,200	325,000	386,100	413,100	460,300
71	260,600	326,700	387,300	414,400	461,100
72	262,000	328,400	388,500	415,800	461,800
73	263,300	330,100	389,600	417,100	462,500
74	264,700	331,800	390,600	418,300	463,100
75	266,000	333,500	391,600	419,600	463,700
76	267,300	335,200	392,500	420,800	464,200
77	268,600	336,800	393,300	421,900	464,700
78	269,900	338,400	394,000	422,900	465,200
79	271,200	339,900	394,600	424,000	465,700
80	272,500	341,300	395,200	425,000	466,200
81	273,800	342,700	395,800	426,000	466,700
82	275,000	344,100	396,400	426,900	467,200
83	276,300	345,500	396,900	427,800	467,700
84	277,500	346,900	397,300	428,600	468,200
85	278,800	348,200	397,600	429,300	468,700
86	280,000	349,400	398,000	429,800	469,200
87	281,200	350,500	398,400	430,200	469,700
88	282,400	351,600	398,800	430,600	470,200
89	283,600	352,600	399,200	431,000	470,700
90	284,800	353,600	399,600	431,500	471,200
91	286,000	354,500	400,000	431,900	471,700
92	287,100	355,400	400,400	432,300	472,200

93	288,200	356,200	400,800	432,600	472,700
94	289,300	356,900	401,200	433,000	473,200
95	290,400	357,600	401,600	433,400	473,700
96	291,500	358,300	402,000	433,800	474,200
97	292,600	359,000	402,400	434,200	474,700
98	293,700	359,700	402,800	434,600	475,200
99	294,700	360,300	403,200	435,000	475,700
100	295,700	360,800	403,600	435,400	476,200
101	296,700	361,300	404,000	435,800	476,700
102	297,700	361,900	404,400	436,200	
103	298,700	362,500	404,800	436,600	
104	299,700	363,000	405,200	437,000	
105	300,600	363,500	405,600	437,400	
106	301,500	363,900	406,000	437,800	
107	302,300	364,300	406,400	438,200	
108	303,100	364,700	406,800	438,600	
109	303,900	365,100	407,100	439,000	
110	304,600	365,500	407,500	439,400	
111	305,300	365,800	407,800	439,800	
112	306,000	366,100	408,200	440,200	
113	306,600	366,400	408,600	440,600	
114	307,100	366,800	409,000	441,000	
115	307,600	367,100	409,400	441,400	
116	308,100	367,400	409,800	441,800	
117	308,600	367,700	410,100	442,200	
118	309,100	368,100	410,500	442,600	
119	309,600	368,400	410,800	443,000	
120	310,100	368,700	411,200	443,400	
121	310,500	369,000	411,600	443,800	
122	310,900	369,400	412,000	444,200	
123	311,300	369,700	412,300	444,600	
124	311,700	370,000	412,700	445,000	
125	312,100	370,300	413,100	445,400	
126	312,500	370,700	413,500	445,800	
127	312,800	371,000	413,900	446,200	
128	313,100	371,300	414,300	446,600	
129	313,400	371,600	414,600	447,000	
130	313,800	372,000	415,000	447,400	
131	314,100	372,300	415,400	447,800	
132	314,400	372,600	415,800	448,200	
133	314,700	372,900	416,100	448,600	
134	315,000	373,300	416,500		
135	315,400	373,600	416,900		
136	315,700	373,900	417,300		
137	316,000	374,200	417,600		
138	316,400	374,600	418,000		
139	316,700	374,900	418,400		
140	317,000	375,200	418,700		

	141	317,300	375,500	419,000		
	142	317,700	375,800	419,400		
	143	318,000	376,100	419,800		
	144	318,300	376,400	420,100		
	145	318,600	376,700	420,400		
	146	319,000	377,000	420,800		
	147	319,300	377,300	421,200		
	148	319,600	377,600	421,500		
	149	319,900	377,900	421,800		
	150	320,300	378,200			
	151	320,600	378,500			
	152	320,900	378,800			
	153	321,200	379,100			
	154	321,500	379,400			
	155	321,800	379,700			
	156	322,100	380,000			
	157	322,400	380,300			
	158	322,700	380,600			
	159	323,000	380,900			
	160	323,300	381,200			
	161	323,600	381,500			
	162	323,900	381,800			
	163	324,200	382,100			
	164	324,500	382,400			
	165	324,800	382,700			
	166	325,100	383,000			
	167	325,400	383,300			
	168	325,700	383,600			
	169	326,000	383,900			
	170		384,200			
	171		384,500			
	172		384,800			
	173		385,100			
	174		385,400			
	175		385,700			
	176		386,000			
	177		386,300			
再任用 職員		219,700	258,100	276,600	294,600	324,900

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 平成27年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 平成27年12月1日
- 3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。
- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の承認を得て教育委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 施行日から平成28年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給につい

ては、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員の下線に対して支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては、1人）までのもの <u>6,000円</u></p> <p>(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの <u>6,000円</u></p> <p>4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員の下線に対して支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては、1人）までのもの <u>5,500円</u></p> <p>(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの <u>5,500円</u></p> <p>4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員</p>

会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の90（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の110）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の52.5」とする。

4～7 略

会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の80（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の100）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の80」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の47.5」とする。

4～7 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の85</u>（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の90</u>（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適</p>

用については、同項中「100分の85」とあるのは「100分の40」と、「100分の105」とあるのは「100分の50」とする。

4～7 略

用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の52.5」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																																																																																															
給 料 表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（480円、0.12%）を解消するため、給料月額を引き上げる。																																																																																																																															
扶 養 手 当	配偶者以外の扶養親族（職員に配偶者のない場合における子のうち1人を除く。）に係る手当額（月額）																																																																																																																															
	現 行			改 正																																																																																																																												
	5,500円			6,000円																																																																																																																												
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	<p>職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (平成27年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (平成28年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.15</td> <td>0.80</td> <td>1.95</td> <td>1.15</td> <td>0.80</td> <td>1.95</td> <td>1.15</td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>2.00</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20</td> <td>0.80</td> <td>2.00</td> <td>1.20</td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>2.10</u></td> <td>1.20</td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>2.05</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.60</td> <td>1.60</td> <td>4.20</td> <td>2.60</td> <td><u>1.70</u></td> <td><u>4.30</u></td> <td>2.60</td> <td>1.70</td> <td>4.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (平成27年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (平成28年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.95</td> <td>1.00</td> <td>1.95</td> <td>0.95</td> <td>1.00</td> <td>1.95</td> <td>0.95</td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>2.00</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>2.00</td> <td>1.00</td> <td><u>1.10</u></td> <td><u>2.10</u></td> <td>1.00</td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>2.05</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.20</td> <td>2.00</td> <td>4.20</td> <td>2.20</td> <td><u>2.10</u></td> <td><u>4.30</u></td> <td>2.20</td> <td>2.10</td> <td>4.30</td> </tr> </tbody> </table>										区 分	現 行			第1条による改正 (平成27年度の支給月数)			第2条による改正 (平成28年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.15	0.80	1.95	1.15	0.80	1.95	1.15	<u>0.85</u>	<u>2.00</u>	12月期	1.20	0.80	2.00	1.20	<u>0.90</u>	<u>2.10</u>	1.20	<u>0.85</u>	<u>2.05</u>	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	合 計	2.60	1.60	4.20	2.60	<u>1.70</u>	<u>4.30</u>	2.60	1.70	4.30	区 分	現 行			第1条による改正 (平成27年度の支給月数)			第2条による改正 (平成28年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.95	1.00	1.95	0.95	1.00	1.95	0.95	<u>1.05</u>	<u>2.00</u>	12月期	1.00	1.00	2.00	1.00	<u>1.10</u>	<u>2.10</u>	1.00	<u>1.05</u>	<u>2.05</u>	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	合 計	2.20	2.00	4.20	2.20	<u>2.10</u>	<u>4.30</u>	2.20	2.10	4.30
区 分	現 行			第1条による改正 (平成27年度の支給月数)			第2条による改正 (平成28年度の支給月数)																																																																																																																									
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																							
6月期	1.15	0.80	1.95	1.15	0.80	1.95	1.15	<u>0.85</u>	<u>2.00</u>																																																																																																																							
12月期	1.20	0.80	2.00	1.20	<u>0.90</u>	<u>2.10</u>	1.20	<u>0.85</u>	<u>2.05</u>																																																																																																																							
3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25																																																																																																																							
合 計	2.60	1.60	4.20	2.60	<u>1.70</u>	<u>4.30</u>	2.60	1.70	4.30																																																																																																																							
区 分	現 行			第1条による改正 (平成27年度の支給月数)			第2条による改正 (平成28年度の支給月数)																																																																																																																									
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																							
6月期	0.95	1.00	1.95	0.95	1.00	1.95	0.95	<u>1.05</u>	<u>2.00</u>																																																																																																																							
12月期	1.00	1.00	2.00	1.00	<u>1.10</u>	<u>2.10</u>	1.00	<u>1.05</u>	<u>2.05</u>																																																																																																																							
3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25																																																																																																																							
合 計	2.20	2.00	4.20	2.20	<u>2.10</u>	<u>4.30</u>	2.20	2.10	4.30																																																																																																																							

期末手当 及び 勤勉手当	再任用職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (平成27年度の支給月数)			第2条による改正 (平成28年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.65	0.375	1.025	0.65	0.375	1.025	0.65	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>
	12月期	0.70	0.375	1.075	0.70	<u>0.425</u>	<u>1.125</u>	0.70	<u>0.40</u>	<u>1.10</u>
	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10
	合 計	1.45	0.75	2.20	1.45	<u>0.80</u>	<u>2.25</u>	1.45	0.80	2.25
	再任用管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (平成27年度の支給月数)			第2条による改正 (平成28年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
6月期	0.55	0.475	1.025	0.55	0.475	1.025	0.55	<u>0.50</u>	<u>1.05</u>	
12月期	0.60	0.475	1.075	0.60	<u>0.525</u>	<u>1.125</u>	0.60	<u>0.50</u>	<u>1.10</u>	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.25	0.95	2.20	1.25	<u>1.00</u>	<u>2.25</u>	1.25	1.00	2.25	
施行期日等	<p>1 第1条による給料表、扶養手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表及び扶養手当に係る規定は平成27年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条による勤勉手当に係る改正は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができることとする。</p>									